令和６年度全国薬務関係主管課長会議
説明資料

厚生労働省医薬局
医薬品審査管理課化学物質安全対策室

（医薬品審査管理課化学物質安全対策室）

１．毒物劇物対策　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　１
２．化学物質安全対策　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　２
○医薬品審査管理課化学物質安全対策室説明資料　－－－－－－－－－－－－　８

１．毒物劇物対策

現 状 等

○　毒物及び劇物の取扱については、各都道府県、保健所設置市及び特別区に配置された毒物劇物監視員が、毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者について、①登録・許可・届出状況、②製造・販売、取扱場所の状況、③譲渡・交付手続き、④表示の適否、⑤盗難紛失の防止措置、漏洩防止措置等の監視を行うとともに、貯蔵、運搬、廃棄に関する技術基準等を遵守するよう指導を行っている。

○　令和５年度には、登録・届出施設 62,269 施設のうち延べ 17,724 施設（検査率 28.5%）及び届出の不要な施設のうち 2,764 施設、合計 20,488 施設に対して立入検査を行った結果、1,857 施設において違反を発見し（発見率 9.1%）、これらに対し改善の指導を行った（参考資料編 15「毒物劇物対策」（１）（２）（３）参照）。

○　規制改革・行政改革ホットラインに寄せられた意見を踏まえ、令和６年５月に毒物及び劇物取締法施行規則を改正した。具体的には、製造業または輸入業の登録の際に求められる品目について、従来は全ての品目において類別及び化学名等を記載することとされていたが、今般、有機シアン化合物については、化学名等の記載を求めず、類別のみの登録を認めることとした。

○　令和６年 11 月の毒物劇物部会での審議を受け、毒物及び劇物指定令の一部を改正する予定である。改正内容としては、新たに１物質を劇物に指定するほか、１物質について劇物からの除外範囲を新たに設ける予定である。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

○　毒物劇物営業者等に対する指導については、令和２年に改訂した「毒物劇物監視指導指針」に基づき、毒劇物の管理等が適正に行われるよう、引き続き管下の事業場に対し指導をお願いしたい。なお、「毒物及び劇物の流出等の事故及び盗難・紛失に関する厚生労働省への通報及び報告について（令和６年 10 月 22 日医薬薬審発 1022 第 18 号)」において、「毒物劇物監視指導指針」において厚生労働省への通報・報告を求める事故や紛失等の範囲を明

確化したので、引き続きご協力をお願いしたい。

また、今年も昨年４月に行った立入検査に係る違反改善率について調査依頼を行う予定であるので、御協力をお願いしたい。

○　本年４月から開催予定の大阪・関西万博に備え、適切な毒物劇物の保管管理が適切になされているかの点検や、紛失時等の届出、譲渡の際の身分証明書の確認等、危害防止のための取組について改めて指導をお願いしたい。

○　毒物劇物営業者登録等システムについては、昨年度末にガバメントクラウドへの移行を行ったところであり、今後も法令改正をふまえた改修や申請のデジタル完結を目的に改修を検討しているところ。引き続き都道府県及び傘下の自治体のみなさまにおかれては、利用実態の調査等にご協力いただくと共に、D-GETs の導入・活用をご検討いただきたい。

担当者名　池上専門官（内線 2426）、辻村係員（内線 2798）

２．化学物質安全対策

（１）家庭用品安全対策

現 状 等

○　有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(以下「家庭用品規制法」という。）に基づき、令和７年１月現在 21 物質群が有害物質に指定され、家庭用品中の有害物質の含有量等について必要な基準（規制基準）が定められている。また、「家庭用品中の有害物質試験法について」（令和４年３月 28 日付薬生薬審発 0328 第５号医薬品審査管理課長通知）において、各有害物質の公定試験法を定めている。

公定試験法のうち、TDBPP（トリス(2，3－ジブロムプロピル)ホスフェイト）及び BDBPP 化合物（ビス(2，3－ジブロムプロピル)ホスフェイト化合物）の試験法について、令和６年７月 31 日付けで前処理操作の統一による効率化、安全な試薬の使用、分析精度の向上を図るための改正を行うとともに、「検出されないこと」とされている基準を、現行試験法の検出下限値である TDBPP8 μg/g 及び BDBPP 化合物 10 μg/g への改正を行った。また、合わせて、世界的なヘリウムガス不足及び価格高騰に対応するため、アゾ化合物、

メタノール、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、DTTB（4，6－ジクロル－7－(2，4，5－トリクロルフェノキシ)－2－トリフルオルメチルベンズイミダゾール）及びディルドリンの試験法において、代替キャリヤーガスとして窒素及び水素の適用を可能とする改正も行ったところ、これらの基準及び試験法の改正については、令和７年４月１日施行を予定している。

また、ジベンゾ［a，h］アントラセン、ベンゾ［a］アントラセン及びベンゾ［a］ピレンの試験法についても、安全な試薬の使用、分析精度の向上及び代替キャリヤーガスの使用のための改正を予定しているところ、この試験法の改正については、令和８年４月１日施行を予定している。

○　都道府県、保健所設置市及び特別区（以下、本項において「都道府県等」という。）が実施している家庭用品の試買等試験検査に関して、当該結果に基づく監視、指導について都道府県等に監視速報として情報提供を行っているほか、試買等試験検査の結果を厚生労働省で取りまとめ、厚生労働省ホームページ（※）にも掲載している。

※ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/katei_jichitai.html

○　令和６年11月に、「2023年度　家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告」をとりまとめ、厚生労働省ホームページ（※）に掲載している。

※ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/katei_report.html

○　消費生活用製品安全法に基づき、製造・輸入業者は、消費生活用製品による重大製品事故について、消費者庁への報告が義務付けられている。当該報告のうち、家庭用品規制法により措置すべきもの、すなわち製品に含有する化学物質が事故原因と考えられるものについては、消費者庁から厚生労働省に通知され、厚生労働省が公表等の措置を行う。厚生労働省に通知された重大製品事故については、都道府県等への通知並びに厚生労働省ホームページ(※)への掲載等により重大製品事故情報を公表するとともに、事業者への指導等の措置を行い、再発の防止に努めている。

※ http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/topics/jikojirei.html

また、消費者安全法に基づき、都道府県等は、消費者事故等（重大な事故を含む。）が発生した旨の情報を得た場合には、消費者庁へ報告することと

なっている。

○　柔軟剤などの香りにより、頭痛や吐き気がするなど体調不良を訴える相談が消費生活センター等に寄せられている。柔軟剤などの香りと体調不良との因果関係は不明ではあるものの、製品を使用する際のマナー等の啓発のため、厚生労働省では、消費者庁他の関係省庁との協力のもと、

・　自分にとって快適な香りでも、不快に感じる人がいる
・　香りの強さの感じ方には個人差がある
・　使用量の目安などを参考に、周囲に配慮した使用が必要

といった内容のポスターを令和３年に作成、令和５年に改訂している。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

○　前述のとおり、令和６年７月 31 日付けで TDBPP 及び BDBPP 化合物の基準及び試験法の改正を行ったことに加え、アゾ化合物、メタノール、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、DTTB 及びディルドリンの試験法の改正を行ったところ、これらの基準及び試験法の改正については、令和７年４月１日施行を予定しており、適切な施行に向けた関係事業者、関係機関等への周知徹底を図るとともに、適切な指導の実施に努めていただくようお願いしたい。

※　https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001317745.pdf
※　https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001317747.pdf

○　令和６年 11 月 19 日に、家庭用品による健康被害事例をとりまとめて、分析・評価を行い「2023 年度 家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告」として公表したところ、家庭用品中の化学物質による健康被害の発生及び拡大防止のため、本報告を活用し、関係事業者及び消費者への周知・啓発をお願いしたい。

※　https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001332398.pdf

○　複数の自治体にまたがる事案については、必要に応じて、厚生労働省においても、関係自治体と密な連携をとりながら対応することとしているので、家庭用品の事業者のある自治体におかれては、御協力をお願いしたい。また、家庭用品の自主回収等の各自治体が実施する家庭用品衛生監視に関する事案の公表については、厚生労働省においても、同時公表の要否を検討するの

で、事前に御連絡いただきたい。

○　令和６年度の家庭用品試買等試験検査状況については、「令和６年度家庭用品試買調査報告の提出及び令和７年度家庭用品試買調査の依頼」（令和６年５月 27 日付け医薬薬審発 0527 第４号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知）でお示ししているとおり、令和７年３月 21 日までに報告をお願いしたい。

※ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/katei_report.html

○　厚生労働省が公表した重大製品事故については、ホームページや広報誌等により住民への周知・啓発に努めるようお願いしたい。また、関係自治体には、被害の防止及び拡大の防止の観点から立入検査等必要な措置を行っていただくことがあるが、その際には御協力をお願いしたい。加えて、家庭用品の使用によると考えられる健康被害のうち、化学物質の起因が疑われる被害等についての情報を入手した場合には、化学物質安全対策室への報告をお願いしたい。

※　「消費生活用製品安全法の一部改正に伴う製品事故の取扱について」平成 19 年５月 11 日付け薬食化発第 0511001 号厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長通知）。

※ https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb3595&dataType=1&pageNo=1

○　香りへの配慮に関する啓発ポスターについては、関係者への周知について、御協力をお願いしたい（令和５年７月 19 日付け事務連絡「香りへの配慮に関する啓発ポスターの改訂について（情報提供）」）。

担当者名　湯本専門官（内線 2423）、今井係員（内線 2424）

（２）特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）

現　状　等

○　化管法の対象業種となっている事業者（従業員数 21 人以上）による第一

種指定化学物質の排出量及び移動量の届出については、厚生労働省が所管する業種に係る毎年度の実績の集計結果を厚生労働省ホームページ（※）で公表している。

※ http://www.nihs.go.jp/mhlw/prtr_hp/index.htm

○　令和３年の化管法施行令の改正により、第一種指定化学物質（排出量・移動量の届出、安全データシート（ＳＤＳ）交付が必要）は 515 物質に、第二種指定化学物質（ＳＤＳ交付が必要）は 134 物質となり、令和５年４月より対象物質が変わっている。これらの対象物質の排出・移動量の把握を行い、令和６年度分の排出・移動量は令和７年度に届出を行う（「届出方法」は電子届出を推奨）。

対応すべき化学物質の範囲及び届出書様式等の詳細については、経済産業省ホームページ（※）を参照されたい。

※ http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/index.html

○　令和５年４月以降の対象物質は、経済産業省ホームページ（※）を参照されたい。

※ https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html

今後の取組

○　令和５年度中の第一種指定化学物質の排出量及び移動量（令和６年度届出分）については、事業者からの届出に基づき集計し、厚生労働省の所管する業種に係る実績については、令和７年３月末を目途に公表する予定である（全事業者については、経済産業省及び環境省より公表予定）。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

○　排出量及び移動量の把握・届出について、電子届出を案内の上、引き続き関係する事業者に対し周知を図るとともに、届出内容の確認、受理、送付等の業務について御協力をお願いしたい。

担当者名　髙田審査官（内線 2416）、大地係員（内線 2428）

（３）室内空気汚染対策

現 状 等

○　居住環境に由来する様々な健康障害、いわゆるシックハウスについては、関係省庁間で連携・協力して取り組んでいるところ、医薬局では「シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会」を開催し、室内濃度指針値の設定、測定方法の開発等を担当している。

○　国立医薬品食品衛生研究所において、室内空気汚染全国実態調査及び当該調査で検出された化学物質のリスク評価等を実施している。

○　直近では、令和７年１月 17 日付けで「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」（医薬発 0117 第１号厚生労働省医薬局長通知）及び「室内空気中化学物質の測定マニュアル（統合版）について」（医薬薬審発 0117 第４号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知）を発出し、エチルベンゼンの室内濃度指針値を 3,800μg/㎥から 370μg/㎥に改定するとともに、標準的測定方法として室内空気中化学物質の測定マニュアル（統合版）を示した。

※ https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001377536.pdf

※ https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001377543.pdf

都道府県で対応頂く事項（依頼）

○　「シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会」の検討状況等については、厚生労働省ホームページ（※）に掲載している。上記、令和７年１月 17 日付けで示した内容について管内の関係者への周知を行うとともに、引き続き消費者からの相談等の対応に御協力をお願いしたい。

※ http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-iyaku.html?tid=128714

○　国立医薬品食品衛生研究所の実施する室内空気中化学物質の全国実態調査への引き続きのご協力をお願いしたい。

担当者名　湯本専門官（内線 2423）、今井係員（内線 2424）

化学物質安全対策室の主な業務

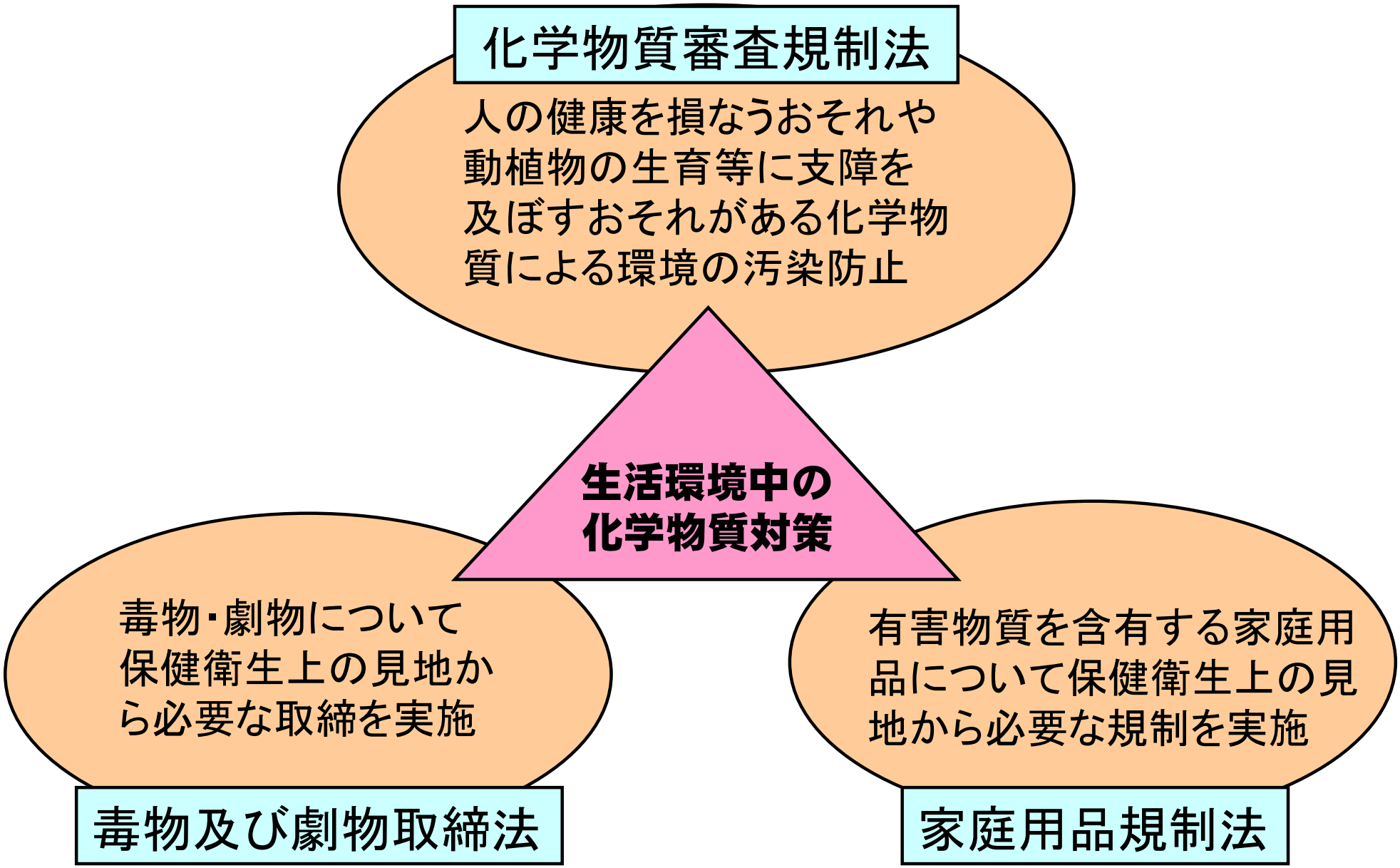

我が国の主な化学物質関連の法体系

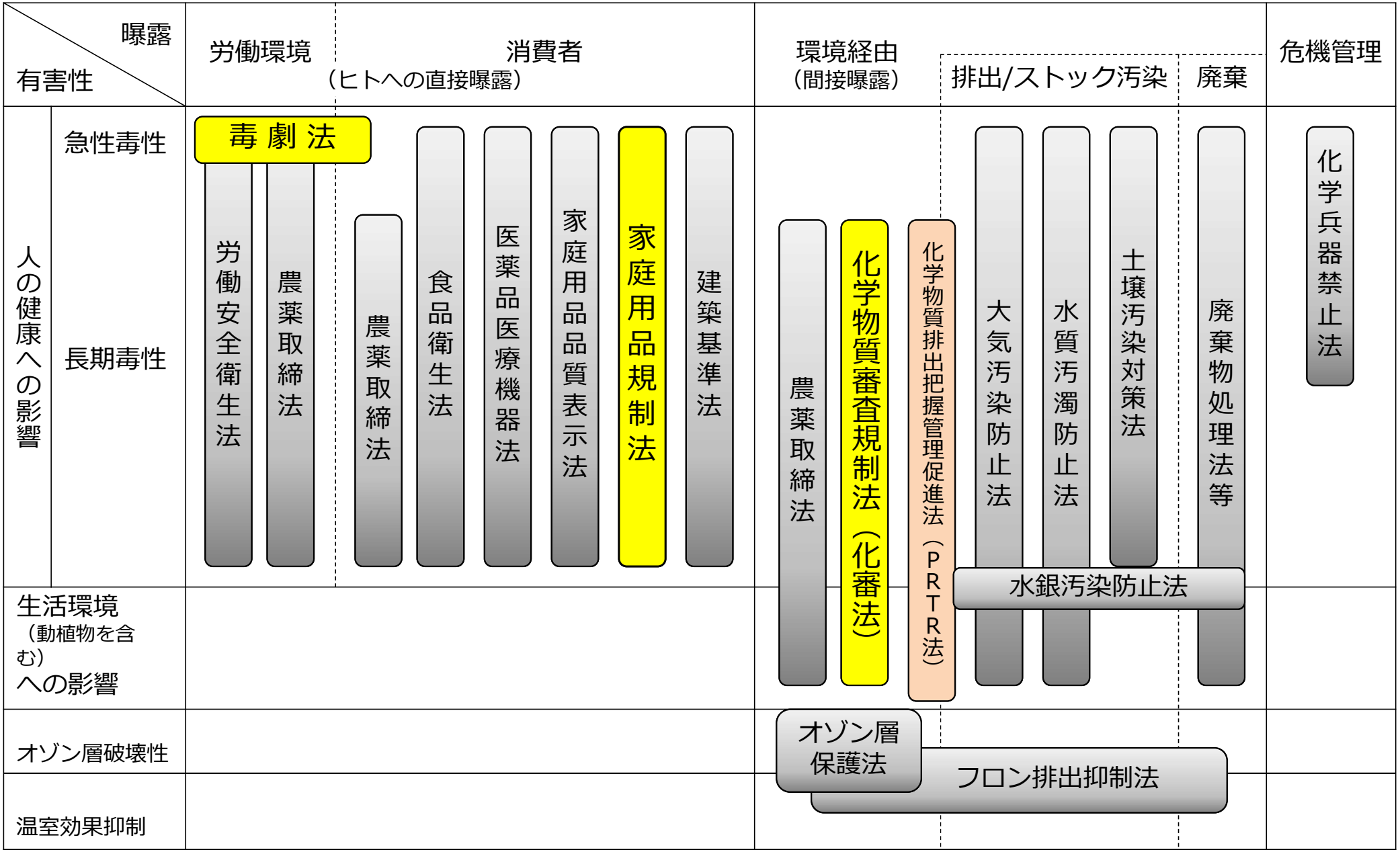

毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正について

今年度公布・施行した省令改正の内容は以下のとおり。

１　「有機シアン化合物」を製造・輸入する際の登録方法の変更

・令和６年５月29日公布、10月１日施行

（改正内容）

①「有機シアン化合物」について、製造・輸入業登録の際に類別のみを登録するよう様式を見直し

②登録更新時に、「有機シアン化合物」については前回登録・更新以降に製造・輸入した品目のリストを登録する取扱いを新たに規定

毒物及び劇物指定令の一部改正について

次年度公布・施行予定の、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案の内容は以下のとおり。

１　毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（予定）

・令和７年５月頃公布、令和７年６月施行予定（除外は公布日と同日）
・経過措置期間：施行後約３ヶ月（業登録、容器等への表示等）
（1）新規１物質の劇物指定（別名フェナザキン※）
（2）１物質劇物からの除外範囲を新たに規定（塩素酸ナトリウム）

※正式名は割愛しています

⇒この改正により、毒物が133項目、劇物が433項目となる予定。

家庭用品規制法に基づく規制基準（21物質群）

塩化水素 硫酸	住宅用の洗浄剤で液体状のもの（製剤たる劇物を除く。）
水酸化ナトリウム 水酸化カリウム	家庭用の洗浄剤で液体状のもの（製剤たる劇物を除く。）
塩化ビニル メタノール	家庭用エアゾール製品
DTTB ディルドリン	繊維製品のうち、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具及び床敷物 家庭用毛糸
ホルムアルデヒド	繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具で生後24ヶ月以下の乳幼児用のもの 繊維製品のうち、下着、寝衣、手袋、くつした及びたび、かつら、つけまつげ、つけひげ又はくつしたどめに使用される接着剤
トリフェニル錫化合物 トリブチル錫化合物 有機水銀化合物	繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、衛生バンド、衛生パンツ、手袋及びくつした、家庭用接着剤、家庭用塗料、家庭用ワックス くつ墨及びくつクリーム
テトラクロロエチレン トリクロロエチレン	家庭用エアゾール製品 家庭用の洗浄剤
APO TDBPP BDBPP化合物	繊維製品のうち、寝衣、寝具、カーテン及び床敷物
ジベンゾ[a,h]アントラセン ベンゾ[a]アントラセン ベンゾ[a]ピレン	クレオソート油を含有する家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤 クレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材
アゾ化合物（化学的変化により容易に24種の特定芳香族アミンを生成するものに限る。）	繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具、床敷物、テーブル掛け、えり飾り、ハンカチーフ並びにタオル、バスマット及び関連製品 革製品（毛皮製品を含む。）のうち、下着、手袋、中衣、外衣、帽子及び床敷物

防炎加工剤2種（TDBPP及びBDBPP化合物）改正試験法の概要

現行試験法

【TDBPP】

1. 試験溶液の調製
- 細切試料約1.0 g
- メタノール還流抽出（70℃、30分間）
- ろ過後、濃縮乾固
- 酸化アルミニウム（アルミナ：塩基性）カラムを作製
- ベンゼンで負荷、溶出
- 溶出液を濃縮乾固
- アセトンに溶解させ、試験溶液とする

課題
有害試薬の使用

2. 試験
- 炎光光度検出器付ガスクロマトグラフ（FPD-GC）にて測定
（測定時に充填カラムを用いる）

課題
精度の低い分析機器

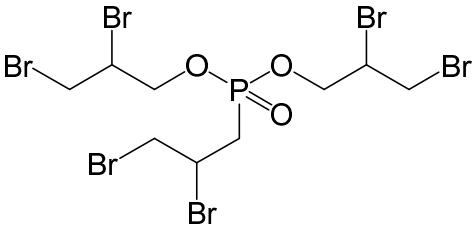

TDBPP

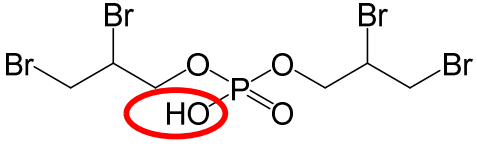

BDBPP化合物
（赤丸部分をメチル誘導体化）

現行試験法

課題
TDBPPとBDBPP化合物は対象製品が同一だが前処理操作が異なるため煩雑

【BDBPP化合物】

1. 試験溶液の調製
- 細切試料約1.0 g
- 塩酸メタノール還流抽出（70℃、30分間）
- ろ過後、濃縮乾固後、エタノールを加え濃縮乾固
- 炭酸水素ナトリウム水溶液に溶解
- ベンゼンで液々分配抽出（3回）
- 水相に塩酸を加え、酢酸エチルを用いて抽出（5回）
- 脱水後、濃縮
- ジアゾメタン・エーテル溶液にて誘導体化
- 濃縮乾固後、アセトンに溶解させ試験溶液とする

2. 試験
- FPD-GCにて測定
（測定時に充填カラムを用いる）

課題
有害試薬の使用
有害試薬による誘導体化

3. 確認試験
- 1.で作製した酢酸エチル抽出液を濃縮乾固
- 水酸化ナトリウム水溶液に溶解し二日間放置
- 塩酸を加え、酢酸エチル抽出（5回）
- 脱水後、濃縮
- ジアゾメタン・エーテル溶液にて誘導体化
- 濃縮乾固後、アセトンに溶解させ試験溶液とする
- 2.試験と同様にFPD-GCにて測定
（測定時に充填カラムを用いる）
この時、BDBPP化合物の著しい減少または消失と、分解物の生成を確認する

課題
精度の低い分析機器
煩雑な確認試験

防炎加工剤2種（TDBPP及びBDBPP化合物）改正試験法の概要

改正試験法（案）

大嶋 ら., 薬学雑誌, 2022
河上 ら., 薬学雑誌, 2024

【TDBPP及びBDBPP化合物】

・細切試料0.50 g
・サロゲート物質として各化合物の重水素化物を添加
・塩酸メタノールで還流抽出（70℃、30分間）
・ろ過、濃縮後に10%NaCl水溶液を添加
・酢酸エチルで液々抽出（2回）
・酢酸エチル相に10%NaCl水溶液を添加し振とう洗浄（脱酸処理・水相のpHが4以上になるまで）
・酢酸エチル相を脱水後、1 mL以下まで濃縮
・アセトンで定容して試験溶液とする

TDBPP
・試料溶液を分取
・ガスクロマトグラフ質量分析計（GC-MS）にて測定

BDBPP化合物
・試料溶液を分取
・トリメチルシリルジアゾメタン溶液を添加しメチル誘導体化（1時間）
・ヘキサンで定容
・溶液の一部を分取
・GC-MSにて測定

改正ポイント①
前処理操作の統一による効率化

改正ポイント②
安全な試薬による誘導体化

改正ポイント③
キャピラリーカラムを用いたGC-MS法による測定により、精度の向上と煩雑さを解消

現行のTDBPP及びBDBPP化合物試験法の検出下限値（8 μg/g及び10 μg/g）レベルを十分な精度で定量可能

ガスクロマトグラフを用いる分析におけるヘリウム代替キャリヤーガスについて

通知試験法においてガスクロマトグラフ(GC)を用いる有害物質

有害物質	測定法
アゾ化合物(化学的変化により容易に24種の特定芳香族アミンを生成するものに限る。)	GC-MS
ディルドリン DTTB	GC-MS
メタノール	GC-MS
テトラクロロエチレン トリクロロエチレン	GC-MS
トリフェニル錫化合物 トリブチル錫化合物	GC-MS
ジベンゾ(a,h)アントラセン ベンゾ(a)アントラセン ベンゾ(a)ピレン	GC-MS
APO	GC-FPD
TDBPP	GC-FPD
BDBPP化合物	(GC-MSに改訂予定)

代替キャリヤーガスとして、窒素及び水素を検討

- どちらの代替キャリヤーガスも、現行法のヘリウム使用時の条件から流量のみ変更するだけで、基準値レベルの測定が可能であった
  （ただし、アゾ化合物の確認試験は窒素不可）
- 感度は**ヘリウム≒水素＞＞窒素**
  （ヘリウムに対して窒素は面積で1/400～1/20）
- 代替キャリヤーガスの使用時は、個々の機器の状態に応じて流量以外の条件も事前に検討が必要

＜参考＞

GC-MS分析における各種キャリヤーガスの利点・欠点

	ヘリウム	水素	窒素
活性	不活性	活性あり	不活性
分析精度・感度	良い	概ね良い	低い
試料導入	各種OK	一部不可	各種OK
安全性	良い	注意が必要	良い
導入コスト	なし	導入コストあり	ほとんどない
ランニングコスト	供給不安 価格の高止まり	安い	安い

目的化合物の物性および必要な測定感度によって、使い分ける必要がある

クレオソート油を含有する家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤、並びにクレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材中有害物質の改正試験法の概要

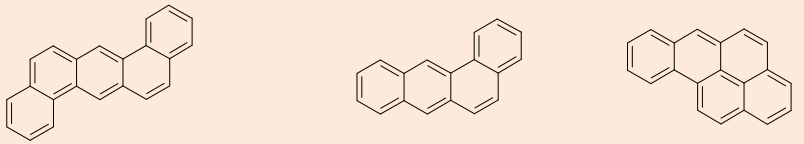

ジベンゾ[a,h]アントラセン　ベンゾ[a]アントラセン　ベンゾ[a]ピレン

対象有害物質

現行試験法

【木材防腐剤及び木材防虫剤】

1. 試験溶液の調製
・試料0.5 g
・シリカゲルミニカラムに負荷
・ジクロロメタンで溶出
・溶出液を濃縮し試験溶液とする

2. 試験
・GC-MSにて測定

【処理木材】

1. 試験溶液の調製
・試料1.0 g
・ジクロロメタンで37℃、24時間静置して抽出

課題①
有害試薬の使用

課題②
精製が不十分なため、GC-MS分析時の妨害や汚染が生じる

課題③
GC-MSのキャリヤーガスであるHeは世界的に供給が不安定、価格高騰

現行試験法での
GC-MS測定溶液例
（防虫剤）

改正試験法（案）

Nishi et al., J Chromatogr A, 2023

【木材防腐剤及び木材防虫剤】

1. 試験溶液の調製
・試料0.5 g
・ヘキサンを加え遠心分離
・上清をシリカゲルミニカラムに負荷
・ジエチルエーテル/ヘキサン溶液で溶出
・溶出液を濃縮しヘキサンで定容
・トリメチルアミノプロピル化シリカゲルミニカラムに負荷
・ジエチルエーテル/ヘキサン溶液で洗浄
・アセトン/ヘキサン溶液で溶出
・溶出液を濃縮、ヘキサンで定容し試験溶液とする

2. 試験
・GC-MSにて測定
（現行試験法とは異なる液相のカラムを使用）

【処理木材】

1. 試験溶液の調製
・試料1.0 g
・アセトンで37℃、24時間静置して抽出
・抽出液を濃縮しヘキサンを加え遠心分離

改正ポイント①
安全な試薬による前処理

改正ポイント②
効果的な精製による、妨害及び汚染の軽減

改正ポイント③
Heの代替ガスとして、窒素および水素も使用可能

ただし、
・感度は**ヘリウム≒水素＞＞窒素**
（ヘリウムに対して窒素は面積で1/900～1/210）

・代替キャリヤーガスの使用時は、個々の機器の状態に応じて流量以外の条件も事前に検討が必要

改正試験法（案）での
GC-MS測定溶液例
（防虫剤）

いわゆる「香害」についての厚生労働省での取り組み

○柔軟剤などの香りにより体調不良になるといった相談が消費生活センター等に寄せられている。

○消費者庁において厚生労働省を含む関係各省と協力のもと、啓発ポスター（「その香り 困っている人もいます」）を改訂。各省庁から関係者へ周知等を行った。

啓発ポスターの主な内容
- 自分にとって快適な香りでも、不快に感じる人がいる
- 香りの強さの感じ方には個人差がある
- 使用量の目安などを参考に、周囲に配慮した使用が必要

背景

✔柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談が消費生活センター等に寄せられている。

✔訴えには個人差があり、香りと体調の変化との因果関係も不明であるものの、消費者庁において厚生労働省を含む関係と協力のもと、香りのマナーに関する啓発ポスターを作成。さらなる啓発のため、令和5年7月に改訂した。（「その香り 困っている人もいます」）

厚生労働省での対応状況

①関係団体（※）を通じて、薬局・ドラッグストアに周知するとともにポスターの店内掲示等への活用を依頼　※日本薬剤師会、日本保険薬局協会、日本チェーンドラッグストア協会

②都道府県等を通じて医療機関、高齢者施設、保育所、障害者支援施設等に周知

③事業団体所管部局を通じて、理容、美容、宿泊、飲食関係営業の全国団体に周知

④医師会等の医療従事者団体に周知

●なお、上記の他、関係省庁から消費生活センター、日本石鹸洗剤工業組合、各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課等に周知を依頼している。

消費者庁、文部科学省、経済産業省、環境省との連名による啓発ポスター

啓発ポスターURL：
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/index.html#other_002

（参考）いわゆる「香害」についての参考情報

１．国民生活センターの発表

国民生活センターには、「柔軟仕上げ剤のにおい」に関する相談が寄せられている。同センターでは寄せられた相談情報の内容の分析が行われており、商品選択や使用にあたっての注意点等に関する消費者への情報提供が行われている。

URL:https://www.kokusen.go.jp/t_box/data/t_box-faq_qa2013_48.html
URL:https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200409_2.html

２．業界団体での対応

日本石鹸洗剤工業会では、衣料用柔軟仕上げ剤の品質表示の自主基準において、①香りの感じ方には個人差があるため周囲への配慮をすること、②適正な使用量を守ることを促す表示項目を設けるとともに、周囲への香りのマナーに関する啓発を行っている。

（1）衣料用柔軟仕上げ剤の品質表示自主基準
URL： https://jsda.org/w/01_katud/a_sekken25.html

（2）柔軟仕上げ剤の香りに関して
URL： https://jsda.org/w/01_katud/jyuunanzai_kaori.htm

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の改正概要

○ 最新の有害性に関する知見等に基づいた対象物質の見直しの結果、有害性が現行選定基準に合致し、新たなばく露情報の選定基準に合致する物質は649物質

- PRTR制度とSDS制度の対象となる第一種指定化学物質は515物質
  （うち発がん性等のある23物質は特定第一種指定化学物質）
- SDS制度のみの対象となる第二種指定化学物質は134物質。

○ 公布日：令和3年10月20日（水）、施行日：令和5年4月1日（土）※

※ＰＲＴＲ制度に関して、改正後の対象物質の排出・移動量の把握は令和５年度から、届出は令和６年度から実施

ＰＲＴＲ制度：化学物質排出・移動量届出制度（Pollutant Release and Transfer Register）
ＳＤＳ制度　：化学物質の性状や取扱いに関する情報（安全データシート）の提供に関する制度（Safety Data Sheet）

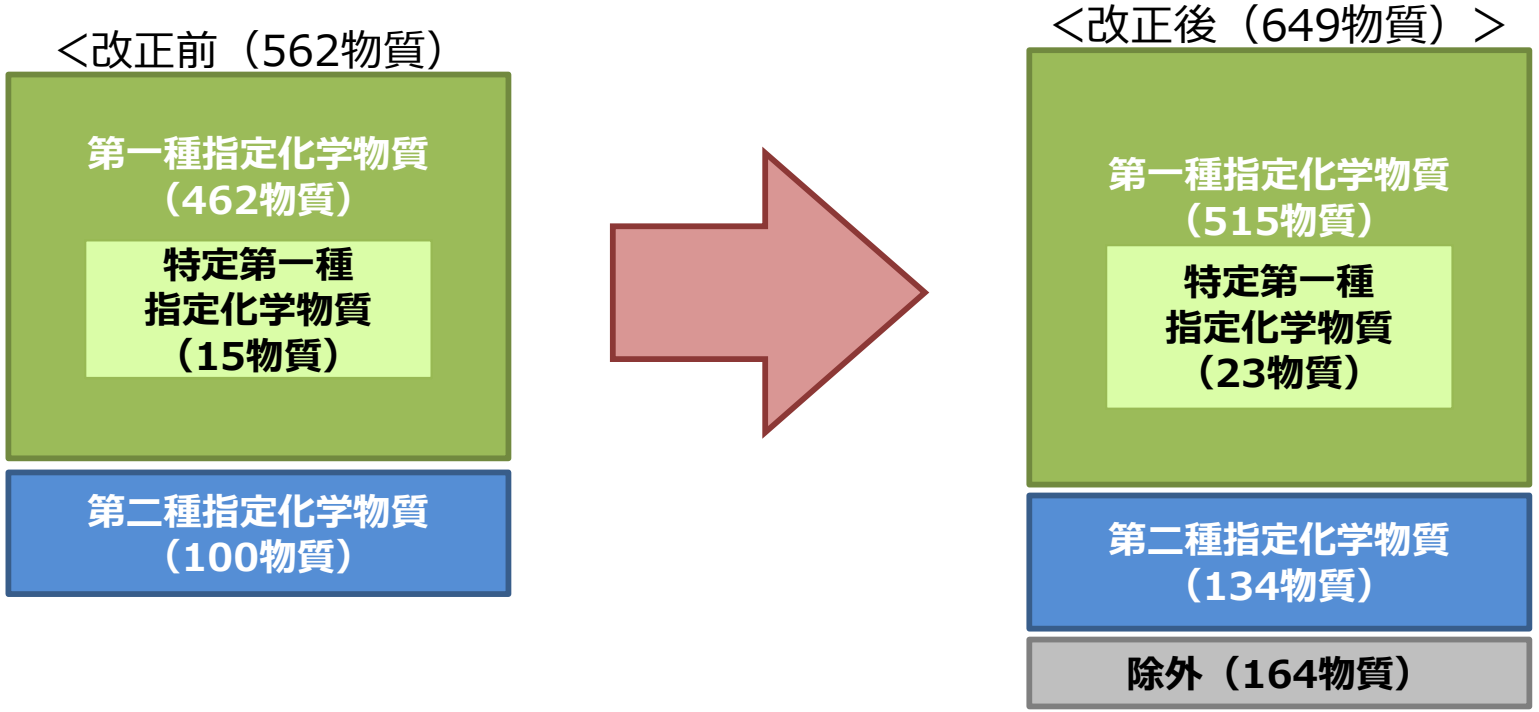

室内濃度指針値

※ 室内濃度指針値とは、現状において入手可能な毒性に係る科学的な知見に基づき、人がその化学物質の示された濃度以下の暴露を一生涯受けたとしても、健康への影響を受けないであろうとの判断により設定された値。
（「化学物質の室内濃度指針値についてのQ&A」）

化学物質名	室内濃度指針値	設定日	改訂日
ホルムアルデヒド	100 μg/m^3 (0.08ppm)	H9.6.13	
アセトアルデヒド	48 μg/m^3 (0.03ppm)	H14.1.22	
トルエン	260 μg/m^3 (0.07ppm)	H12.6.26	
キシレン	200 μg/m^3 (0.05ppm)	H12.6.26	H31.1.17
エチルベンゼン	370 μg/m^3 (0.085ppm)	H12.12.15	R7.1.17
スチレン	220 μg/m^3 (0.05ppm)	H12.12.15	
パラジクロロベンゼン	240 μg/m^3 (0.04ppm)	H12.6.26	
テトラデカン	330 μg/m^3 (0.04ppm)	H13.7.5	
クロルピリホス	1 μg/m^3 (0.07ppb) 小児の場合0.1 μg/m^3 (0.007ppb)	H12.12.15	
フェノブカルブ	33 μg/m^3 (3.8ppb)	H14.1.22	
ダイアジノン	0.29 μg/m^3 (0.02ppb)	H13.7.5	
フタル酸ジ-n-ブチル	17 μg/m^3 (1.5ppb)	H12.12.15	H31.1.17
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	100 μg/m^3 (6.3ppb)	H13.7.5	H31.1.17

（参考） TVOC（総揮発性有機化合物） ： 暫定目標値 400 μg/m^3